

夏目漱石「私の個人主義」に見る大逆事件への抵抗 馬場孤蝶衆議院選挙立候補と新聞・雑誌記事を 手掛かりに

著者	塚本 章子
雑誌名	甲南大學紀要.文学編
巻	171
ページ	一一〇
発行年	2021-03-31
URL	http://doi.org/10.14990/00003753

夏目漱石「私の個人主義」に見る大逆事件への抵抗

——馬場孤蝶衆議院選挙立候補と新聞・雑誌記事を手掛かりに——

塚 本 章 子

はじめに

明治四三年五月に検挙が始まり、翌四四年一月に一二名が処刑された大逆事件は、日本中を震撼させ、思想・言論の自由に対する規制を加速させた事件である。当時、作家として確固たる地位を築いていた夏目漱石は、「修善寺の大患」⁽¹⁾のなかにあったとはいえ、この事件に対して発言や行動をしなかったのか。このことは、漱石とその文学を語るうえで混迷している争点の一つである。⁽²⁾

この問題は、漱石の残した言葉を同時代の出来事や新聞・雑誌記事等の言説のなかで捉え直したときに、一つの糸口が見えてくるのではないか。大逆事件以降の出来事や、その前後の新聞・雑誌記事を探ってみると、漱石の講演記録「私の個人主義」には、大逆事件とその後の時代への抵抗がうかがえるのである。大正四年三月におこなわれた衆議院選挙に立候補した馬場孤蝶を応援し、この講演記録を『孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集』(大四・三・一二、実業之世界社、以下『現代文集』)に掲載した行為と、そのなかで自らを「個人主義だと公言して憚らない」と述べる発言に、漱石の抵抗が表われている。

これは私が、当初は漱石と関係の無かった事柄を辿っているうちに見えてきたことである。まずその経緯を簡略に述べ、漱石が『現代文集』に掲載した行為を考える。その後、当時の雑誌・新聞記事を探り、「私の個人主義」を捉えることとする。

これまで私は、馬場孤蝶と与謝野寛の、大正四年三月の衆議院選挙立候補を中心に、当時においても大逆事件の傷跡が作家たちに残っていたことを論じ、事件とその後発禁強化に抵抗する大勢の作家や思想家たちがいたことについて、いくつかの論文を書いてきた。

与謝野寛の立候補に際し、与謝野晶子は選挙資金を得るために紀州新宮を訪れる。その時中心となって晶子の世話をしたのは、大逆事件で奇跡的に生き残った牧師で作家でもある沖野岩三郎であった。そして、晶子が事件で犠牲になった大石誠之助の遺族宅を訪れていたことが、沖野宛晶子書簡に記されていたのである。⁽³⁾ 寛、そして寛に立候補を勧めた孤蝶の立候補の動機にも、大逆事件に対する深い傷跡と抵抗があり、さらに事件後思想・言論の自由への制約が強められていくことに対する抗議があった。また、孤蝶は二個師団増設に反対し軍備縮小も訴えている。⁽⁴⁾ そしてこの二人の立候補を、雑誌『第三文明』の思想家たちや、孤蝶の選挙資金を得る目的で出版された『現代文集』に寄稿した総勢八一名の作家たちが支援していることを述べた。⁽⁵⁾ 『第三文明』を主催した茅原華山が幸徳秋水と懇意であったことは既に指摘したが、『現代文集』を出版した実業之世界社の経営者野依秀一も秋水と関わりがあったことを、ここに付け加えておきたい。⁽⁶⁾ 野依はまた、『現代文集』に「金があつたら」とは何だ」という題で寄稿もしている。

このようなことから、大正四年三月の衆議院選挙は、当時の大勢の思想家や文壇のほとんどもいえる作家たちが、大逆事件やその後の思想・言論の自由への抑圧に対する批判を抱きながら、強化されていく発禁処分等の問題について、直接的に闘った出来事であることが見えてきたのである。

大逆事件の処刑がおこなわれたのは明治四四(一九一一年)一月であり、この選挙が実施されたのは大正四(一九一五年)三月である。明治から大正という元号の変更有るが、この間約四年しか経っておらず、事件の衝撃は人々のなかで生き続けていたはずである。

そして漱石は、この孤蝶立候補に大きな関わりを持っている。雑誌『反響』は、孤蝶を立候補者として押し出し、「立候補の理由」(第二卷三号、大四・三)を掲載するなど、その機関誌となった。『反響』を主催したのは、漱石門下の生田長江や森田草平であった。⁽⁷⁾『反響』第一卷三号(大三・七)「編輯の後」に、「一号の題字は漱石先生の筆を累はした。」とある。また創刊号には、徳田秋江「夏目漱石氏の『社会と自分』」が掲載されている。他にも森田草平記「漱石山房座談(一)」という記事もあり、「今度自分達が雑誌を出すについて先生(塚本注、漱石)にも応援をお願いした」と書かれている。このように、『反響』は漱石と強い繋がりを持って始まった雑誌であった。

孤蝶が立候補したとき、『反響』第二卷三号「編輯ののち」では、「先生の政見は夏目漱石先生はじめ二十人ばかりの方の御名前を列ねた推薦状と共に、『反響』号外として印刷し、有権者全部並びに知名の人々へ配布することになつてゐる。」と書かれている。だが、この推薦状は見つかっておらず「詳細は不明」⁽⁸⁾とされている。そして、孤蝶の選挙資金を得るために八一名の作家たちの原稿をまとめて急遽出版されたのが『現代文集』であり、巻頭を飾ったのは漱石「私の個人主義」であった。掲載は寄稿承諾順であり、⁽⁹⁾漱石は孤蝶支援の先頭に立っていたと見ることが出来る。⁽¹⁰⁾大逆事件への批判を抱き、思想・言論の自由への抑圧に反対して立候補した孤蝶を応援する漱石の行為は、大逆事件とその後の時代に対して抵抗を示す行動であったといえる。

漱石は『現代文集』に「私の個人主義」⁽¹¹⁾を掲載したが、これは学習院での講演記

録であり、本来は学習院の『輔仁会雑誌』に掲載予定のものであっただろう。『現代文集』刊行の一〇日後、「輔仁会に於ける講演」という題で『輔仁会雑誌』第九号(大四・三・二二)、学習院輔仁会)にも掲載されるという、特異な経緯を辿ることとなった。このような無理をして「私の個人主義」は掲載されており、孤蝶を支援した漱石の思いをうかがうことが出来る。⁽¹²⁾

では、漱石が「私の個人主義」で個人主義を主題とし、また自らを個人主義者であると述べたことは、この時期においてどのような意味があったのか。次に当時の新聞雑誌記事を探る。そして、「私の個人主義」について考えた後、漱石と孤蝶が共鳴し合う点についても触れてみたい。

二

大逆事件は、社会主義者を処刑したというだけでは捉えきれない。そこには自然主義、個人主義などの西洋思想が一括りに批判され、表現規制が肯定されると同時に、儒教思想が復活し国民道徳の確立が目指されていく言説があった。

大逆事件前後の新聞・雑誌記事を見るなかで浮かび上がってくるのは、井上哲次郎の言葉である。少し辿る。

『東京朝日新聞』(明四一・五・一五)「時代精神の一大欠陥」は、「第二回朝日講演会に於て文学博士井上哲次郎氏が演説せる大要」として、次のように述べている。

「近時本能主義とか個人主義とか或は自然主義とか何々主義とか種種なる舶来思想の輸入されてより日本の思想界特に青年の思想に大動揺を来し」ている。それは「複雑なる思想の輸入に食傷」して「意思力の非常に弱められたる結果」であり、これを救ふ道は「日本民族の武士道」を「強大にすることであると述べる。

井上は、個人主義や自然主義などの「思想の輸入」によって動揺した青年たちを救う道として、「武士道」を挙げるのである。

さらに、『東京朝日新聞』(明四三・六・四)「家族主義と個人主義」は、「東京市講演会に於る井上文学博士の演説」として、次のような言葉を伝えている。

日本が「対外的運動を」するに当たって、「民族の一致結合」が「理想的に出来

る事」が「日本の強大なる所以」である。「此特色」は日清日露戦争に發揮され、ロシアにも勝ったのであり、これは「家族制度、祖先崇拜が日本の社会組織をなして居るからである」と指摘する。そして「此精神を破壊しきうに思はれるものは個人主義の思想」であるが、家族制度には「神武紀元二千六百年来の歴史」があり、「此精神」は「僅々四十年や五十年」では破壊されないと述べている。

井上は、戦争に当たって家族制度や祖先崇拜を基盤とする「民族の一致結合」が出来た事が「日本の強大なる所以」であるとす。そして、これを破壊するものとして個人主義を攻撃している。

また井上は、『太陽』第一六卷一四号(明四三・一一)「現代思想の傾向に就いて」で、「我当局者は世の言論を取締ること厳にして社会主義、自然主義等に関する出版物の発売を禁止し、又は図書館などの図書中に就ても、それに類するもの、閲読を禁止するといふ噂である。」と述べ、次のように論じる。

日本民族を統治するには「建国以来の習慣が大切」である。もし「之を破壊すれば之に代る何ものもない。かの幸徳秋水の如きも之を破壊して後之に代るべき何物をも持つて居ない」と述べ、これを破壊する「危険なる社会主義は、当局者に於ても厳に取締る必要がある」という。そして、「先般検挙せられた人々の如きは皆破壊主義者である、其精神に於て国家に対する叛逆人と同様である。謀叛人である。」と、大逆事件の被告たちを断罪する。さらに、自然主義は「表面より見れば」社会主義のように破壊的ではないが、「本能の満足を目的とし、自然の性を遂げるを目的」とするため、「道徳上自制の力を欠く」と批判し、「有害の小説を禁止する」必要があると述べる。そして、「極端なる個人主義」も「自己のためには全世界を犠牲としても宜いなど、大言すれば一時は大に世を動かす」が、これも「永久の道ではない」という。

井上はこのように大逆事件の被告たちを断罪しながら、社会主義と自然主義を同列において、取締りが必要であるとし、個人主義も否定しているのである。

大逆事件に際して否定されているのは、社会主義のみではない。自然主義、個人主義を含む西洋思想の否定であり、それらを取締まり、同時に道徳を強化しようとする考えがあった。それは、井上が述べているように、民族が「結合」して戦争に

勝つために他ならない。井上は国民道徳論のイデオログであった。⁽¹³⁾

こういった論調は、広がりを見せている。『読売新聞』、続いて『太陽』を見ていく。『読売新聞』(明四一・九・一三)「評論之評論」では、「社会思想が發達したと同時に個人思想が又甚く發達して来たのは現在の状態である。前者は諸人平等の生活を絶対に主張する幾多の社会主義となり、後者は我国には未だ極端なる叫声を聞かぬけれど、勢ひ個人の自由を絶対に維持せんとする無政府主義或は虚無主義ともならねばならぬ。」とある。ここでは、「社会思想」は「社会主義」となり、「個人思想」は「無政府主義或は虚無主義」となると指摘されている。

そして大逆事件の後、『読売新聞』(明四三・一一・一六)「修身書講習会」には、「欧洲文明の余毒たる物質的、個人的思潮は深く国民の頭脳に浸染し、今や憎むべき逆徒を産める」とある。

『太陽』では、第一三卷二号(明四〇・二)「文学博士大塚保治「日本文明の将来」」に、「個人主義や世界主義の盛に行なはれる所には色々弊害もある欠陥もある。一般に社会の団結力といふものが弱くなつて、或は無政府主義が起つたり又社会主義といふものが出来たり、又家族の団結が薄弱になつて親子の關係が疎くなるとか、(略)色々の社会上道徳上の弊害が起つて来る。」とある。個人主義や世界主義の「弊害」として、社会の団結力が弱くなり、無政府主義や社会主義が生じると述べられている。

そして、『太陽』第一八卷一号(明四五・一)「法学博士戸田海市「社会主義と個人主義」」では、「個人主義の国が現代的に經濟の進歩を来たすときは社会主義は起らざるを得ない。個人主義には種々の長所と短所とがあるが、社会主義の發生を促すが如きは其短所の最も著しいものである。」と述べられている。⁽¹⁴⁾

河上肇は大逆事件の処刑後、明治四四年三月の『中央公論』第二六年三号「日本独特の国家主義」で、日本思想界の現状を分析し、日本人の「宗教」ともいえる国家への「崇拜」を明らかにして、次のような指摘をしている。

「日本に於いて最も恐れらるる所のものは、かの所謂無政府主義なり。(略)而かも此の如き主義者に向つて言論の自由を得せしむと云ふこと其れ自身が、日本国民の最大多数の挙つて反対する所なり。」と、言論抑圧に国民が加担していることを

指摘する。そして、「日本人が無政府主義者を恐れ且つ憎む」のは、「其の主義が日本民族の最高の信仰たる国家至上主義に絶対正面の反対を為すが為め」であり、これは社会主義についても同じであるという。社会主義は「一見する時は国家主義」に似ており「個人主義と対峙」するように見えるが、社会主義の「根本の精神、本来の出発点、最後の立脚地は依然として飽くまでも個人主義」であると論じる。そして、「社会主義が吾国に於いて極力排斥せらるゝ所以のものは、其の根本の精神、本来の面目が這個の個人主義なるが為めのみ。否な、一步を進めて語を切にせば、排斥せらるゝは社会主義に非らずして実は個人主義なり。」と述べているのである。

河上肇は、大逆事件後すぐに発表されたこの評論で、排斥されているのは社会主義ではなく個人主義であること、またそれを求めているのは「日本国民の最大多数」であることを、鋭く見抜いているのである。¹⁵⁾

井上哲次郎は、大正元年八月に出版した『国民道徳概論』(三省堂)「第八章家族制度と個人主義」のなかで、「この間出ました逆徒なども、矢張り極端な個人主義の徒であります。彼等はアナキスト(Anarchist)の哲学を信じて居つた。が、そのアナキストの哲学と云ふのは、極端な個人主義でありまして、絶対の自由を主張しました。尤もあの逆徒の中に、社会主義の考のあつたものもありますが、併しながら絶対の自由なんといふことを主張したのは、確かに極端な個人主義の精神であります。」と述べている。

井上の言葉も、排斥されたのは「社会主義に非らずして実は個人主義」であるという河上肇の言葉を証明している。

そして、こういった個人主義批判の広がり、教育に道徳強化を求める動きを加速させていくのである。

三

大逆事件が起きた後、教育のあり方が問われ、道徳強化が求められていく。明治四三年一月一九日『読売新聞』「日本帝国と無政府主義」の法学博士穂積陳重「教育の大本に帰れ」には、次のように書かれている。

もう一つ危険思想の予防策としては大に(略)国民教育を盛にしなければならぬ。前世紀までの教育法は個人的教育即ち個人の道徳智能を發展せしむる方法を執り来つたのであるが欧米諸国などでは近頃段々国家主義や国際主義が盛になるに従ひ国民としての資格を養成する方の教育法が次第に盛となつて来た。

即ち普通教育に於いて国家とか君主とか人民とかいふ觀念凡べて国民の義務国民の道徳といふ事に力を入れて教育する。これに依つて十分国家国民の觀念を養ひ国家国民以外に超然たる思想乃至迷信に陥らしめない様にするのである。

穂積は、国民の義務や道徳を強化する教育への転換を求めている。日露戦争以降次第に台頭してきた道徳復活が、大逆事件を契機に教育界を中心に加速していくのである。

大逆事件の処刑直後、『東京朝日新聞』(明四四・一・二六)「無政府党事件」には、小松原文相が「恐懼の至りに堪へず」と述べ、教育勅語の重要性にふれ、「国民の思想を健全にする」ために「学校と家庭と社会と相俟ちて其方針に」進まねばならないと述べたことが記されている。

次に、『東京朝日新聞』(明四四・四・二二)「国民道徳に関する訓示」を見る。ここには、「平田内務大臣の訓示演説」として、「国民の思想の健全を致す可き心懸を論し、且神社に対し崇敬を致さしむ可き心得、並に宗教に関する平素の待遇法を提示する」ことに意欲を示したと書かれている。そして、記者は賛同しつつ、このような事を内務大臣が訓示したのは、「西洋伝来の破壊思想が大逆事件とまでなされるに對し、急に感ずる所」があつたからだろうと述べている。

このように宗教面の強化も図られていく。その背景には、西洋思想が大逆事件を生んだという危機感があつた。

大正三年には、『東京朝日新聞』(一・一〇)「家族制度の調査」という記事が見られる。「現在の教育方針は家族制度を根本」とし、教科書などは「其主義に基き編纂され」ているが、「立法の精神は之に反して個人主義を採用し」ているため矛盾がある。「国民思想の統一を破るものとして、昨年奥田文相は両者の統一の必要を言明したが、いよいよ「統一調和」のために昨冬から民法刑法、教科書等が調査中であると述べられている。家族主義を根本とする教育と、個人主義を採用する立

法を統一するための調査が行われたのである。

そして大正五年には、個人主義は教育界において激しい批判にさらされる。孤蝶が立候補した選挙から約一年半後のことである。注目したいのは、『東京日日新聞』(大五・八・九)「個人主義匡救策」という記事である。ここには、「中等教育研究会」において「東京府及近県中等学校修身科教員の会合」が開催され、「個人主義の思潮に伴ふ弊害を匡救する方案」について協議の結果、「一の成案を得て之を世間に発表した」と書かれている。そして、「個人主義は近時漸く我上下に侵潤し、其弊害少からず、(略)何等か適當の方策を講ずる必要ありと認めらるゝ折柄なれば、同研究会の匡救案は大いに注目の価値あり。」と評価されている。

では、この中等教育研究会の「個人主義の思潮に伴ふ弊害を匡救する方案」とはどのようなものであったのか。『中等教育』第三〇号(修身科協議会号)(大五・一〇)には、その会合の詳細が記録されている。「参会者名簿」⁽¹⁶⁾には一三九名の氏名と所属が書かれ、東京とその近県から教員が参加している事が分かる。そして、會長嘉納治五郎の「開会の辞」が掲載され、七月一日、二日の二日間に渡っておこなわれた発表や討議等が掲載されている。最後に「成案」として、「個人主義の思潮に伴ふ弊害を匡救する方案」が掲載され、次のように書かれている。

個人主義の思潮に伴ふ弊害少しとせず、就中

一、個人を本位とするがため、利己に傾き、国家社会を重んぜず、献身義勇奉公等の美德を害するに至る。

二、個人の自由解放を主張するがため、放恣に流れ、秩序規律を嫌忌し、国家の統一、国民の結束を薄弱ならしむ。

三、個人を平等視するがため、個人の性能に差別があると、社会の体制に秩序あるを顧みざる風を長ずる憂あり。

此等は我が国民の現状に顧みて、匡救を要すること最も切なるを覚ゆ。

個人主義の弊害が列挙され、個人主義は完全に否定されている。この後には、九項目の条文とそれぞれの説明が並んでいる。条文を少し見る。第二条には、「先づ父母師長の權威を重んじ、其の訓戒命令に従順ならしめ、次第に自己の良心の權威によりて行動する品性を養成すること。」とある。また第六条には、「我が国の世界

的地位を明かにして国民的自覚を深くし、我が国家国体を愛重する情念を涵養し、皇国の臣民としての修養を積ましむること。」とある。忠孝や「国民的自覚」が重視され、家族国家主義が打ち出されている。

また第八条では「自由平等に関する誤解を防止矯正すること」⁽¹⁷⁾、第九条では「適當なる読物を指示し、健全なる思想を養成すること」⁽¹⁸⁾とある。第八条では個人主義が、第九条では社会主義や自然主義の書籍が警戒され、生徒指導の強化が求められている。

最後に、「右成案の始末につきては」、「文部内務両省当局」に話し、「新聞社、雑誌社等に配布して、廣く世間に知らしむること。」と付記されている。

東京高等師範学校校長の嘉納治五郎を会長とする、中学校修身科教員が多数参加した中等教育研究会でこのような案が成立したことは、大逆事件以降高まった西洋思想批判と国民道徳推進の要請が、教育界において一つの結論に達したということである。個人主義、自然主義は完全に否定されたのである。

加えて、同号の巨理章三郎「原案の説明並に個人主義の思潮に伴ふ弊害の実例」を見ておきたい。巨理は、「個人主義の思潮と結着いた弊害を研究」するの「適切な材料」があると述べ、様々な例を紹介している。そのなかで、「或る地方の学校」に以前いた生徒の例として、「幸徳秋水の事を、屢々得意になりて」語り、「幸徳の崇拜者」と思われる者があったことが報告されている。この時期でも大逆事件の記憶は色濃く残っており、個人主義の弊害として認識されていることが分かる。

ここで少し、嘉納治五郎の思想について見ておきたい。後に述べるように、漱石が「私の個人主義」のなかで嘉納治五郎に触れているからである。嘉納は、現在は「日本の体育の父」、「柔道の父」と呼ばれているが、一面では個人主義等の西洋主義を批判し国家主義を肯定していた。『読売新聞』(明四〇・一一・九)翠雨生「当代名士の演説振(五十七)」「(卅九)加。納治五郎氏」には、以下の演説内容が記されている。

世の中では頻りに教育々と云ふけれども、唯、皮相の教育では何にもならない、譬へば洋行をして、(略)万事欧米崇拜となり、我国固有の美風をも、其根底より打破せんとするものゝあるのは、実に慨嘆の外はない。(略)苟も世

界各国、国と国と相対立して居る以上は(略)干戈を交ゆる事もあらう。(略)平生に於ても、国の文明を進め、富国強兵の実を挙げやうとするには、始終其心掛けがなければならぬ。(略)此大目的を達する上に於ては、仮令個人の自由を得なくとも、又、個人が或意味の拘束を受けても、さう云ふ事は已むを得ぬのである。

嘉納は、戦争するかもしれない国家を優先し、個人の自由は制限されてもやむを得ないという。また、「御講話 青島陥落記念―大に国家を念とすべき事(大正三年十一月十五日)」「嘉納塾同窓会雑誌」第三四号、大四・一二)では、次のように述べる。

個人主義と云ふ事は屢々聞くことであり、又廣く行はれてゐる様である。人は往々国家社会の爲めに尽す必要はない。個人の事を始終、思つてゐればそれでよいので、それが国家なり社会なりに尽す事になる、などと言ふ。これは一理あるやうにも聞えるが、実は誤つた考で、どうしても、国家とか社会とかに尽すと云ふ考が常になければならぬ。教育勅語には、殆んどあらゆる道徳の事が述べられてある。

嘉納は、個人主義を批判し、教育勅語を崇拝しているのである。

話を戻す。このような教育界の動きには、世論の後押しがあった。個人主義に対する糾弾は強まる。『読売新聞』(大正・一二・一六)「個人本位教を駁す」には、「彼等の勇氣は道徳的の勇氣にあらず、(略)単に腕白小僧の勇氣のみ」、「大胆に無遠慮に而して傍若無人に振舞ふ可し、とは個人主義の必然到達す可き結論たるなり。」とある。

このような非難は、暴力的感情を伴っていく。『東京朝日新聞』(大四・六・二九)「背徳漢に私刑」を見る。

「千葉町の某所で宴会があつた時」、集まつた紳士の一人が「道徳の頹廢を悲み個人主義の増長を慨いて」いたところ、聞いていた「二三の紳士が其矯正方法に就て色々の名案を述べ立てたが」月並なものであつた。これを聞いていた「某弁護士」が、「道徳や義理といふやうなもの、頹廢を喰止めるには」、「教育の改善や法律の制裁など、云ふ姑息なものでは駄目」であり、「背徳没義の人間に対しては私刑を

加へるのが一番よい」、「頭の毛を三分の一も剃つてやるとか背徳者は鎮守の鳥居へ縛つて置くといふやうな刑を加へる」と弁じ立てたことが書かれている。

個人主義者を「極悪非道な人間」と言い、「私刑を加へるのが一番よい」という暴言が吐かれている。市中ではこのような事まで起きていたのである。

大逆事件で排斥されたのは、個人主義であり自然主義でもあつた。そして大逆事件は、世論の後押しもあつて国民道徳の確立を求める動きに拍車をかけ、個人主義は教育界から否定されるのである。

このような流れのなかで、漱石の「私の個人主義」は語られているのである。

四

では、「私の個人主義」について考える。次の文章は、漱石の大逆事件への批判がうかがえる箇所としてよく取り上げられている。

たとへば私が何も不都合を働らかないのに、単に政府に気に入らないからと云つて、警視總監が巡查に私の家を取り巻かせたら何んなものでせう。警視總監に夫丈の権力はあるかも知れないが、徳義はさういふ権力の使用を彼に許さないであります。

ここには、確かに大逆事件への批判がある。だが、これまでに論じてきた同時代の言説を背景に置くと、この箇所に垣間見えるという程度ではなく、この講演全体が大逆事件とその後の状況への抵抗であつたと考えられるのである。

「私の個人主義」には、「或人」に対する批判があつたことが終盤で明らかにされる。

或人は今の日本は何うしても国家主義でなければ立ち行かないやうに云ひ振らし又さう考へてゐます。しかも個人主義なるものを蹂躪しなければ国家が亡びるやうな事を唱道するものも少なくありません。けれどもそんな馬鹿氣た筈は決してありやうがないのです。

国家が危くなれば個人の自由が狭められ、国家が泰平の時には個人の自由が膨

脹して来る、それが当然の話です。苟くも人格のある以上、それを踏み違へて、国家の亡びるか亡びないかといふ場合に、疝違ひをして只無暗に個性の發展ばかり目懸けてゐる人はない筈です。私のいふ個人主義のうちには、火事が済んでもまだ火事頭巾が必要だと云つて、用もないのに窮屈がる人に対する忠告も含まれてゐると考へて下さい。

漱石は「忠告」という強い言葉を使って、「国家主義でなければ」ならないと言ひ、個人主義を「蹂躪しなければ国家が亡びる」と主張する人々を批判している。その矛先にあるのは、先に挙げた井上哲次郎のような人々であつただろう。

「前半から終盤に至るまで漱石が主張しているのは、個人主義は「蹂躪」すべきものではなく、幸福を実現するために必要な生き方であるという、個人主義の擁護である。

漱石は、「自己本位」に生きる個人主義の具体例として、自己のロンドンでの経験を語る。そして、「何んな犠牲を払つても、あゝ此所だといふ掘当てる所迄行つたら宜からうと思ふのです。必ずしも国家の為ばかりだからといふではありません。又あなた方の御家族の為に申し上げる次第でもありません。貴方がた自身の幸福のために、それが絶対に必要ぢやないかと思ふから申し上げます。」と述べる。国家や家族のためではなく「自身の幸福のために」、「自己本位」に生きることが重要であると説くのである。

さらに漱石は、権力・金力について触れる。学習院に学ぶ「あなた方」が、「大変便宜な」また「非常に危険」でもある権力・金力を手にするとき、「自分がそれ丈の個性を尊重し得るやうに、社会から許されるならば、他人に対しても其個性を認めて、彼等の傾向を尊重するのが理の当然」である。そして、「自分は天性右を向いてゐるから、彼奴が左を向いてゐるのは怪しからんといふのは不都合」であると、自己の自由と共に他人の自由を認めねばならないと述べるのである。権力・金力を握る者は他人の自由を権力・金力によって「妨害しては」ならないのであり、「義務」と「責任」が附随していることを「心得なければならぬ」と訴えるのである。ここにも漱石の、思想・言論の自由が抑圧されていく状況への懸念を読み取ることが出来る。

漱石は、「近頃自我とか自覚とか唱へていくら自分の勝手な真似をしても構はないといふ符徴に使ふやうですが、其中には甚だ怪しいのが沢山あります。」と批判する。そして、英国の例を挙げる。

あれ程自由でさうしてあれほど秩序の行き届いた国は恐らく世界中にないでせう。日本などは到底比較にもなりません。然し彼等はたゞ自由なのではありません。自分の自由を愛するとともに他の自由を尊敬するやうに、小供の時分から社会的教育をちゃんと受けてゐるのです。だから彼等の自由の背後には屹度義務といふ観念が伴つてゐます。(略)私は貴方がたが自由にあらん事を切望するものであります。同時に貴方がたが義務といふものを納得せられん事を願つて已まないであります。斯ういふ意味に於て、私は個人主義だと公言して憚らない積です。

漱石は義務を伴つた自由を説き、「斯ういふ意味に於て」と定義したうえで、「私は個人主義だと公言して憚らない」というのである。

漱石は、自己本位に生きる幸福とともに、他人の自由を認める重要性、権力金力を握つた者に伴う義務や責任、自由に伴う義務等について述べ、これが個人主義であり自分は個人主義者であるという。これは当時の政府、思想・教育界、世論の感情的な個人主義批判の高まりに対し、漱石が個人主義とは如何なるものかを論理的に説明して見せた反論であつたといえよう。

先に挙げた箇所をもう一度見たい。「たとへば私が何も不都合を働らかないのに、単に政府に気に入らないからと云つて、警視總監が巡查に私の家を取り巻かせたら何んなものでせう」。この箇所には大逆事件への批判があるが、注目したいのは、この後次のように述べられていることである。

斯うした弊害はみな道義上の個人主義を理解し得ないから起るので、自分だけを、権力なり金力なりで、一般に推し広めようとする我儘に外ならぬのであります。だから個人主義、私のこゝに述べる個人主義といふものは、決して俗人の考へてゐるやうに国家に危険を及ぼすものでも何でもないのです、他の存在を尊敬すると同時に自分の存在を尊敬するといふのが私の解釈なのですから、立派な主義だらうと私は考へてゐるのです。

この「弊害」、すなわち大逆事件は、個人主義を理解していない日本において起きた「権力」側の横暴であるというのである。ここには、英国のように個人主義が発達し、個人の思想が尊重されるならこのような事件は起こらないという思いがある。漱石は、英国人は「不平があると能く示威運動を遣ります。然し政府は決して干渉がましい事をしません。黙つて放つて置くのです。」と述べてもいる。そして本来の「個人主義」は、「俗人の考へてゐるやうに国家に危険を及ぼすもの」ではない、「立派な主義」であると述べている。

大逆事件が排斥したのは社会主義だけではなく本質的には個人主義であるという、先に挙げた河上肇や井上哲次郎の言葉を想起すれば、そして事件後個人主義批判が加速し、国家主義や国民道徳が一層台頭することを考えれば、個人主義を「立派な主義」とする漱石の言葉は、大逆事件の本質を突いた批判であるといえる。

学習院という学校で、学生を前にこのような言葉が語られたことは、個人主義批判が高まる教育界への反駁と見ることもできる。それは、高等師範学校への違和感としても表されている。漱石はかつての就職体験を、一見さりげなく次のように語る。

其座に高等師範の校長嘉納治五郎さんと、それに私を周旋して呉れた例の先輩がゐて、相談は極つた、(略) 高等師範の方へ行つたら好からうといふ忠告です。私は行掛り上否だとは云へませんから承諾の旨を答へました。が腹の中では厄介な事になつてしまつたと思はざるを得なかつたのです。(略) 私は高等師範などを夫程有難く思つてゐなかつたのです。嘉納さんに始めて会つた時も、さうあなたの様に教育者として学生の模範になれといふやうな注文だと、私にはとても勤まりかねるからと逡巡した位でした。

漱石は高等師範学校と嘉納への違和感を隠さない。先に述べたように、嘉納は一面では個人主義を批判し国家主義を肯定する思想を持っている。若い頃の出来事として語られているが、ここには、教育勅語を掲げて修身教育を広め国民の結束を求めていく教育界への、漱石の抵抗を見ることが出来るのである。

もう少し、漱石と嘉納との立場の違いを述べておきたい。漱石は、高等学校で「国家主義を標榜した八釜しい会」の会員にされた経験を述べ、発会式で次のよう

に発言したという。

国家は大切かも知れないが、さう朝から晩迄国家々と云つて恰も国家に取り付かれたやうな真似は到底我々に出来る話でない。(略) 国家主義を奨励するのはいくらしても差支ないが、事実出来ない事を恰も国家の為にする如くに装ふのは偽りである。

この漱石の言葉は、嘉納の思想と対立する。嘉納は、例えば「愛国心」(『国土』第四卷二九号、明三四・二)で、次のように述べる。

愛国心と云ふ語に就て世人が直に聯想する所は何ぞや。即ち国家一旦緩急あらば、一命を鴻毛の軽きに比し、国家の為には、之を棄て、顧みざるの類是なり。然れども我等が多数の人に望まんと欲することは、唯国家を愛するの必要を知りて、或る非常の際に方りて之に由りて、勇進するのみに非ず。愛国心は、日常須臾も放失せざらんことはなり。(略) 終始之を心にして、日常の挙動も、自ら愛国の心より発現する程ならざるべからず。

嘉納は、「日常の挙動」にも愛国心の「発現」を求めているが、漱石の言葉ではそれは「偽り」ということになる。漱石にとって嘉納は相容れない存在であったといえる。

これまで述べてきたように、漱石は個人主義を主題として、自らの半生を辿り、個人主義とは何かを説明し、幸福を得るために重要なものとして、また他人の自由を認め権力・金力の横暴を抑制するものとしてその意義を述べている。

この講演全体が、個人主義排斥を根底に持つ大逆事件への批判であり、事件を契機に一層個人主義を攻撃し、国家主義や国民道徳の推進をはかる人々への抵抗となつていたのである。

そしてそれは、漱石と孤蝶が共鳴し合う点でもあった。孤蝶の「立候補の理由」を見る。孤蝶は冒頭で、「民族の興隆は、その民族の原子たる各個人の充実せる活動に俟た無ければならぬ。(略) 故に一国の法規は、各個人の自覚、各個人の正當なる活動に対して、妨碍となり、不便であるといふが如きものであつてはならぬ。」と、個人の尊重を掲げている。また、「歴代の政府」は、「盲従的精神、守旧の精神を基礎とした教育を、国民に強ゐる來つた。予等は、官学偏重の積弊を打破し、文

明的自由思想の基礎に、我国教育の精神を置か無ければならぬ。」と、当時の教育を批判しているのである。第二節、第三節で述べたことを背景として見れば、この孤蝶の言葉もまた井上や嘉納らと対峙するものであったことが分かる。そして、漱石が寄稿した「私の個人主義」は、孤蝶の「立候補の理由」と、この点においても共鳴しているといえる。

さらに少し視座を広げ、漱石が大逆事件の頃に語った言葉を振り返っておきたい。明治四四年八月、大阪での講演「文芸と道徳」では、自然主義と道徳の問題が取り上げられている。ここで漱石は「猥褻」という一語で自然主義文学を断罪する動きに対して反論し、また明治以前の道徳の復活を警戒し時代に逆行するものとして退けている。また、同年同月堺での講演「中身と形式」では、漱石は、あらかじめ決められた「形式」即ち制度に「我々の生活」を合わせようとすれば「無理が生じ、騒動」や「革命」が起きるといえる。そして、新しい時代には新しい「形式」が必要であると述べている。これも道徳復活への批判であろう。

これらの講演に社会主義という言葉は見られないとしても、自然主義、道徳という面から漱石は大逆事件を批判している。そしてこの時期、病み上がりの身体に鞭打つように地方での講演に奔走していることに、漱石の危機感を見ることができるのである。⁽¹⁰⁾

おわりに

漱石は、大逆事件に対して直接的な行動や発言を何もしなかったわけではない。大正四年三月、『反響』が押し出した孤蝶の立候補を資金面で応援するために出版された『現代文集』の筆頭に「私の個人主義」が掲載される。この孤蝶立候補の動機に、大逆事件への抵抗と、その後の思想・言論の自由への抑圧等に対する批判があることが見えてきたとき、孤蝶を応援した漱石の行為もまた同様の批判を表明する行動として捉えることができる。

そして、『現代文集』に掲載されたのが「私の個人主義」であったことにも、深い意味を見ることが出来る。同時代の新聞・雑誌記事等を探るなかで、大逆事件は

社会主義のみならず個人主義、自然主義の排斥であり、そこに国民道徳推進の動きが連動していたことが見えてくる。個人主義を主題として語り、自分は個人主義者であると述べた漱石の講演は、こういった動きへの抵抗であったことが分かる。

そしてそれは、個人を尊重することを訴え、当時の教育のあり方を批判する点においても、孤蝶の「立候補の理由」と共鳴し合っている。だからこそこの講演記録は、学習院輔仁会への義理を欠く恐れがあっても孤蝶の衆議院選挙立候補への支持を表明するものとして、『現代文集』編集者の手に渡されたであろう。

井上哲次郎や嘉納治五郎といった人々が力を持ち、国民道徳を推進し、世論がそれを後押しする。西洋思想を排斥し根強く蘇ってくる道徳に対して、個人主義を主張することが漱石の大逆事件への抵抗であった。漱石は孤蝶の立候補を支援することとで、共に闘っているのである。

注

(1) 明治四三年八月、漱石は療養のため修善寺に赴くが二四日に大量吐血し危篤に陥る。一〇月一日に担架で帰京し入院、翌四四年二月二六日に退院する。

(2) 伊豆利彦『漱石と天皇制』(一九八九・九、有精堂出版)は、「漱石は大逆事件について、なにひとつふれていない。」と述べる。また、桂秀実『帝国』の文学・戦争と「大逆」の間(二〇〇一・七、以文社)に、「夏目漱石が、「大逆」事件について何らのコメントも残していないことは「解明せねばならぬ「アポリア」であると述べている。本書について高橋源一郎が書評「大逆」と明治『帝国』の文学』を読む」(『批評空間』第三期第二号、二〇〇二・一)を記し、桂氏との間で論争が起きた。押野武志「漱石と「大逆」事件論争の行方」(『日本近代文学』第六七集、二〇〇二・一〇)に詳細が述べられている。

(3) 拙論「晶子と寛、大逆事件の深き傷跡」(『新資料』沖野岩三郎宛、晶子紀州旅行の礼状)、『日本近代文学』第七七集、二〇〇七・一一)

(4) 拙論「馬場孤蝶と与謝野寛、大正四年衆議院選挙立候補―大逆事件への文壇の抵抗―」(『近代文学試論』第四八号、二〇一〇・一二)で、孤蝶が「立候補の理由」で「言論の自由に対する」障壁の打破を述べ、「治安警察法の撤廃」、「新聞紙条例の撤廃」を訴えたこと、また軍備縮小を求めていたこと等も論じた。

(5) 拙論「馬場孤蝶・与謝野寛の衆議院選挙立候補と雑誌『第三帝国』―思想・言論の自由を求める共闘―」(『近代文学試論』第五一号、二〇一三・一二)、拙論「孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集」と思想・言論の自由―書いた作家・書けなかつた作家・書か

- なかつた作家」(『甲南大学紀要文学編』第一六四号、二〇一四・三)
- (6) 佐藤卓己『天下無敵のメディア人間 喧嘩ジャーナリスト・野依秀一』(二〇一二年・四、新潮社)に、野依は大逆事件前から秋水と面識があり、秋水の刑死直前に市ヶ谷未決監で偶然再会したこと等が指摘されている。
- (7) 堺利彦が寄稿する等社会主義者も参加している。
- (8) 松尾尊兌『大正デモクラシーの群像』(一九九〇・九、岩波書店)
- (9) 『現代文集』「凡例」に「原稿の配置は、寄稿を承諾せられたる順序による。」とある。
- (10) 『反響』と漱石との関係、孤蝶立候補と漱石の関わり等は、松尾尊兌『大正デモクラシーの群像』(注8に同じ)でも述べられている。氏は、「漱石は他の寄稿者に率先して、この未発表論文を、馬場孤蝶のために投じたことになる」と指摘、「推薦状の筆頭に、漱石の名がある」と併せ考えると、「漱石晩年の政治思想の実体に接近する有力な手がかりを与える」と述べている。松尾氏は大正デモクラシーの視点から捉えており、拙論と立場は異なる。
- (11) 玉井敬之「天理図書館蔵『私の個人主義』をめぐる」(『立命館文学』第四六九・四七〇・四七一号、一九八四・九)は、漱石の自筆原稿を、『現代文集』と『輔仁会雑誌』双方による編集印刷時の書き込み等を含めて点検し、「私の個人主義」という題は、『現代文集』の「編集に関係した人たちによって、印刷の段階で」つけられたのではないかと述べている。
- (12) 孤蝶と漱石の実際の交流関係については、拙論「馬場孤蝶と与謝野寛、大正四年衆議院選挙立候補」(注4に同じ)で述べている。
- (13) 渡辺善雄『鷗外・闘う啓蒙家』(二〇〇七・二、新典社)は、第三部第三章で大逆事件後の森鷗外を論じるなかで、井上哲次郎が個人主義を攻撃し国民道徳を推進していくこと、大逆事件の処刑に前後して「ジャーナリズムでも個我や階級の自覚に立つ社会主義・自然主義・女性解放などを否定する井上哲次郎らの論説が増加していく」こと等を述べている。
- (14) 『東京朝日新聞』(明四三・八・二七)「時代の病(十五) 恐るべき破壊思想」にも「近代思潮の一大特質は権威の無視である権威に対する反抗である、(略) 自然主義といひ社会主義といひ、若くは虚無主義無政府主義の思想といひ、(略) 等しく此破壊的思想に胚胎せざるは無い、(略) 発売禁止、検挙拘束、果して如何程の効力を及ぼし得べきか」とある。
- (15) 「吾人は今日の情勢に於いて、これ以上の論議を、甚しく迷惑なる誤解を蒙るの危険を冒すこと無くして、茲に之を述べ得るの手段を有せざる」とあり、発表時期から見ても大逆事件が強く意識されている。
- (16) 目次には「参会者名簿」とある。見出しでは「東京府及近県中等学校修身科協議会名簿」となっているが、「×印八婦人席」とあるので参会者名簿と判断できる。
- (17) 第八条の説明に「個人主義の余弊を醸すものは蓋し自由平等に関する誤解を以て最も甚だしとす。青年にして一たび此の誤解に陥るときは、是を矯正すること頗る難きを以て、予め深切なる教授を施して是を未発に防止することを要義とし、既に此の弊に陥りたるものは(略) 是を矯正することを力めざるべからず」と書かれている。
- (18) 第九条の説明に「現今社会に発表せらるる、言論、著作には、生徒を不健全なる思想に惑溺せしむるもの甚だ多きを以て、教育者は此等に就きて適当なる批判を与へ、生徒をして適従する所を知らしめざるべからず」とある。
- (19) 他にも六月に長野で「教育と文芸」、八月二三日明石で「道楽と職業」、同月一五日和歌山で「現代日本の開化」等多数講演している。伊豆利彦『漱石と天皇制』(注2に同じ)は、漱石を「激しい言論活動に駆りたてた」のは大逆事件が関係していると指摘する。中村文雄『漱石と子規、漱石と修』大逆事件をめぐる(二〇〇二・一一、和泉書院)も「事件の悪夢を払拭するかのよう」と述べる。また伊豆氏は、「中身と形式」は「革命の可能性を問題に」しており、大逆事件後の危機意識が現れていると述べる。

※夏目漱石のテキストは、『漱石全集』第一六卷(一九九五・四、岩波書店)に抛り、ルビ等は適宜省略した。